

山形村障害者計画

<平成 30(2018)年度～平成 35(2023)年度>

～ ともにささえあい 安心して生活できる むらづくり ～



平成30年3月

長野県東筑摩郡 山形村

「障害」の表記について

平成 26 (2014) 年 2 月、長野県では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ障がいのある人の思いに配慮するとともに、障がいのある人もない人もともに生きる社会の実現を推進する観点から、「障害」の「害」をひらがなで表記するというガイドラインが示されました。本計画においても長野県のガイドラインに沿った以下のルールに基づいた表記を原則とします。

《表記ルール》

- ・「障害」という用語が人の状態を表す場合は、「障がい」と表記
- ・次の場合において「障害」の表記が用いられていればそれに従う
 - 法令の名称や用語
 - 令達文（条例、規則、訓令、達、指令）及び公示文（告示、公示）の表記
 - 機関・団体の名称等の固有名詞

* マークのついた用語の解説を巻末の「用語解説」に掲載しています

目次

第1章 総論	1
第1節 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 推進体制と計画の点検・評価	3
第2節 山形村の人口と障がい者の現状	4
1. 山形村の人口	4
2. 山形村の産業構造	5
3. 山形村の障がい者の現状	6
4. 障がい者の暮らしや必要な政策(障がい者福祉に関するアンケート調査)	12
第3節 現状と課題の整理	22
第4節 計画の基本理念と基本目標	24
1. 基本理念	24
2. 基本目標	24
第5節 施策体系	25
第2章 施策の展開	26
第1節 多様性を認め合う	26
施策1 障がいを持つ人への理解促進	26
施策2 バリアフリーの地域づくり	27
第2節 多様な暮らしを地域で支える	28
施策1 地域で支える体制の推進	28
施策2 相談支援の充実	29
施策3 福祉サービスの利用の促進	30
施策4 家族介助者への支援	31
施策5 安心・安全な暮らしの支援	32
第3節 多様な活躍の場をつくる	34
施策1 多様な就労支援	34
施策2 社会参加の促進	35
第4節 多様な育ちを見守り、支える	36
施策1 療育体制の充実	36
施策2 教育体制の充実	37
資料	38
用語解説	38
山形村障害者計画等策定委員会設置要綱	42
山形村障害者計画等策定委員会名簿	43
計画策定の経緯	43

第1章 総論

第1節 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

■わが国の動向

わが国の障害者福祉施策は、昭和24（1949）年に制定された身体障害者福祉法からスタートし、以降、知的障害者福祉法、精神障害者福祉法、児童福祉法などに基づいて実施され、昭和56（1981）年の「国際障害者年」を契機に、国際レベルでの推進に歩調を合わせて展開されてきました。

平成5（1993）年には、身体、知的、精神の3障がいを対象とした「障害者基本法」の制定とともに、「*障害者基本計画（障害者対策に関する長期計画）」が策定され、「完全参加と平等」の理念のもと、障がい者が社会生活に参加し、障がいのない人と同等の生活を享受する権利の実現を目指してきました。

また、平成7年には「リハビリテーション」と「*ノーマライゼーション」を基本理念とした「障害者プラン」が、平成14年には「新障害者プラン」が策定され、福祉サービスに関する具体的な数値目標を定め、様々な福祉施策、施設等環境の整備が進められてきました。

障がい者の生活に係る法制度では、平成15（2003）年に従来の「*措置制度」から「*支援費制度」に変わり、平成18（2006）年には「*障害者自立支援法」が施行され、身体、知的、精神の3障がいで別々に実施されていたサービスが一元化されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化してきました。

平成23（2011）年6月には、「障害者虐待防止法」が成立し、7月には障害者計画の根拠法である「障害者基本法」が改正され、「差別の禁止」や「地域社会における共生」など新たな視点が盛り込まれることになりました。

こうした流れを受け、平成25（2013）年4月、「*障害者自立支援法」に代わり「*障害者総合支援法」が施行され、「自立支援」から基本的人権を持つ個人としてふさわしい日常生活や社会生活を営むことができる「総合的な支援」へと重点が置かれることとなりました。

■長野県の動向

長野県においては、平成14（2002）年3月に「長野県障害者プラン」を策定し、障がい者のための施策に関する基本的な計画として位置づけ、障がい者の総合的な*相談支援体制の整備や地域生活への移行を積極的に進め、一定の成果を上げてきました。

その後、2回のプラン見直しが行われ、新たな「長野県障がい者プラン」（計画期間：平成30（2018）～35（2023）年度）では、障がい者の*権利擁護や社会参加等を重点施策としているほか、*発達障がい児の支援等において中核的な役割を果たす「児童発達支援センター」の整備を目標に掲げています。

■山形村の動向

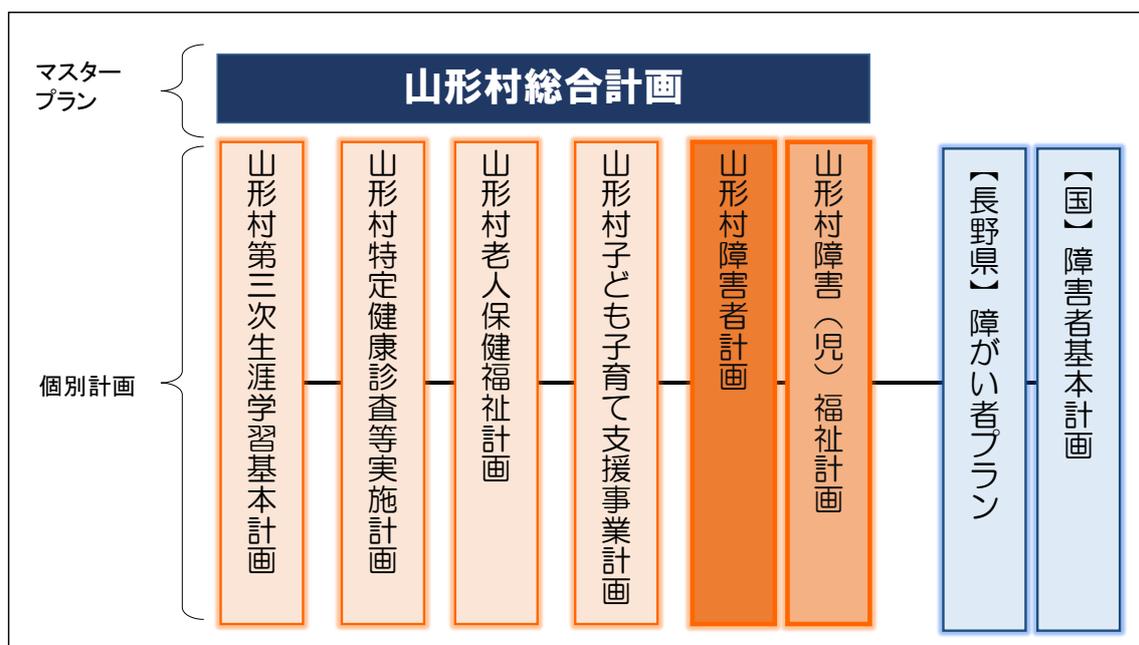
山形村では、平成 10（1998）年度に障がい福祉施策の方向性を定める「障害者計画」を初めて策定しました。その後、平成 18（2006）年度の*障害者自立支援法の制定を踏まえ、「障害者計画」に加え、具体的な数値目標やサービス見込量を定める「障害福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉施策を推進してきました。

以来、「障害者計画」は計画期間6年、「障害福祉計画」は3年ごとに見直しを図り、今回、平成 30（2018）年度からの新たな計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、村の障がい福祉施策の基本的な方向性を定めるものです。国や県の施策の動向を踏まえるとともに、本村の上位計画である山形村総合計画との整合性を保ち、他の関連する個別計画と連携しながら効率的かつ効果的に施策を推進します。

関連計画の整理



3. 計画の期間

平成 30（2018）年度から平成 35（2023）年度までの6年間の計画とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢、制度改正等により必要に応じて見直すものとします。

本計画の期間

年 度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
障害者計画	前計画						今回計画					
障害福祉計画	第3期		第4期			第5期			第6期			
障害児福祉計画							第1期			第2期		

4. 推進体制と計画の点検・評価

保健福祉課を中心に庁内の関係部署との連携を図るほか、長野県や松本障害保健福祉圏域内で歩調を合わせながら、*自立支援協議会、事業者や関係団体等との協力体制のもと、施策を推進していきます。

計画の実効性を確保する観点から、毎年度、制度と数値目標等の進捗状況を分析・評価します。また、計画達成に向けた課題等について、障がい者や関係団体等の意見を聞きながら、適切に対応します。

第2節 山形村の人口と障がい者の現状

1. 山形村の人口

本村の人口は、平成27（2015）年国勢調査では8,395人で、前回調査から30人の減少となっています。世帯についてみると、平成7（1995）年の1,878世帯から平成27（2015）年には2,725世帯と大きく増加しています。一方、1世帯当たりの平均人員は年々減少し、核家族化が進行しています（図表1）。

また、人口動態では、平成27（2015）年度は出生が死亡をやや上回るとともに、転入が転出を上回り、人口増加となっています（図表2）。

年齢階層別人口構造の推移をみると、平均寿命の伸長などを背景に、平成22（2010）年までは65歳以上の高齢人口がゆるやかに伸びてきましたが、平成22（2010）年から平成27（2015）年にかけて高齢人口の増加が顕著となりました（図表3）。

図表1 人口、世帯数の推移

区分	世帯数	人口				1世帯当たり の人口（人）
		総数（人）	男（人）	女（人）	増減率（%）	
平成7年	1,878	7,208	3,523	3,685	-	3.84
平成12年	2,127	7,706	3,773	3,933	6.9	3.62
平成17年	2,411	8,195	4,018	4,177	6.3	3.40
平成22年	2,601	8,425	4,147	4,278	2.8	3.24
平成27年	2,725	8,395	4,134	4,261	-0.4	3.08

（資料：総務省「国勢調査」）

図表2 人口動態

単位：人

区分	自然動態			社会動態			増減 (A+B)
	出生	死亡	A 差引	転入	転出	B 差引	
平成7年	57	69	-12	487	248	239	227
平成12年	68	61	7	455	292	163	170
平成17年	72	103	-31	332	276	56	25
平成22年	60	102	-42	311	268	43	1
平成27年	83	76	7	291	274	17	24

（資料：長野県「毎月人口異動調査」）

図表3 年齢階層別人口の推移

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	(人)	(%)								
年少人口(0~14歳)	1,290	17.9	1,250	16.2	1,315	16.0	1,299	15.4	1,268	15.1
生産年齢人口(15~64歳)	4,545	63.1	4,893	63.5	5,140	62.7	5,225	62.0	4,868	58.0
老年人口(65歳~)	1,373	19.0	1,563	20.3	1,740	21.2	1,901	22.6	2,254	26.8
合計	7,208	100.0	7,706	100.0	8,195	100.0	8,425	100.0	8,395	100.0

（資料：総務省「国勢調査」）

2. 山形村の産業構造

本村の産業別就業者を産業別にみると、農業を主体とする第1次産業就業者数は、平成7（1995）年から平成27（2015）年の20年間で増減率-24.1%と大きく減少しています。また、第2次産業就業者数も近年減少傾向にあります。一方、第3次産業就業者数は平成7（1995）年の1,644人が平成27（2015）年には2,535人と大きく増加しており、全産業に占める割合は平成27（2015）年には53.9%と過半数を占めています。（図表4、図表5）。

図表4 産業別就業人口の推移

区分	人口（単位：人）				増減率（単位：%）		
	平成7年(A)	平成12年(B)	平成17年(C)	平成27年(D)	A/D	B/D	C/D
15歳以上人口	5,918	6,456	6,837	7,122	20.3	10.3	4.2
労働人口	4,245	4,608	4,834	4,838	14.0	5.0	0.1
就業者数	4,182	4,506	4,696	4,700	12.4	4.3	0.1
第1次産業人口	1,139	1,012	985	864	-24.1	-14.6	-12.3
第2次産業人口	1,397	1,452	1,349	1,264	-9.5	-12.9	-6.3
第3次産業人口	1,644	2,042	2,334	2,535	54.2	24.1	8.6
失業者数	63	102	138	138	119.0	35.3	0.0
非労働人口	1,668	1,846	1,982	2,197	31.7	19.0	10.8

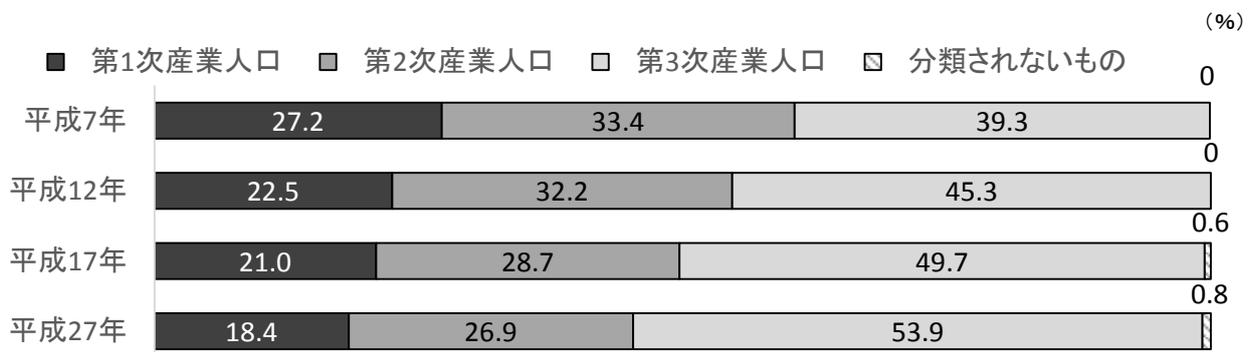
（資料：総務省「国勢調査」）

図表5 産業別就業人口の構成比

単位：%

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成27年
第1次産業人口	27.2	22.5	21.0	18.4
第2次産業人口	33.4	32.2	28.7	26.9
第3次産業人口	39.3	45.3	49.7	53.9
分類されないもの	0.0	0.0	0.6	0.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

（資料：総務省「国勢調査」）



3. 山形村の障がい者の現状

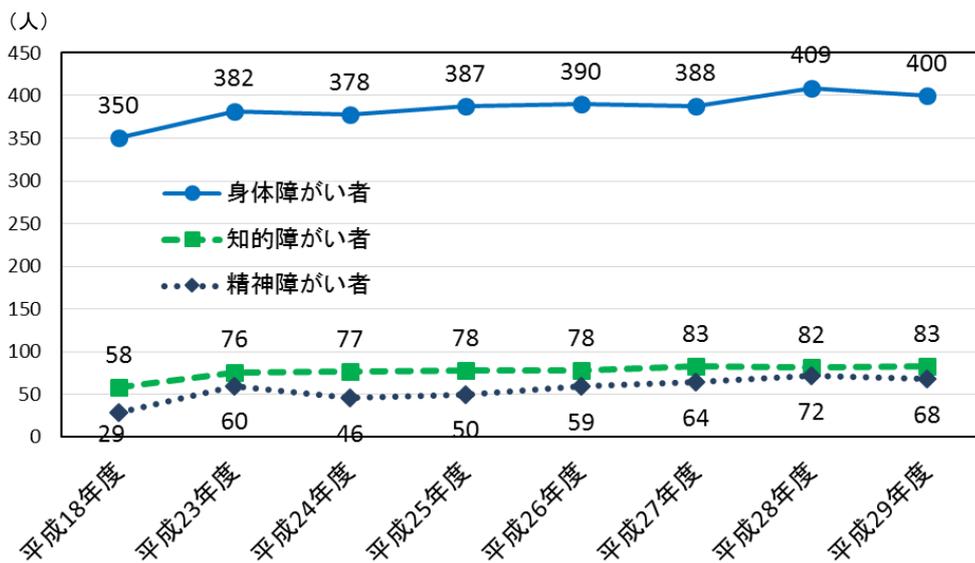
(1) 障がい者数の推移

村内の障がい者数は551人（障がいの重複あり）で、村全体の人口の約6.6%を占めています。内訳は、身体障がい者が最も多く400人で、知的障がい者が83人、精神障がい者が68人となっています。どの障がい種別も増加傾向にありますが、特に精神障がい者については平成18（2006）年度を1とした場合の平成29（2017）年度の指数が2.34と、最も伸びが大きくなっています。

図表6 3障がい別障がい者数

単位：人

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
平成18年度	350	58	29
平成23年度	382	76	60
平成24年度	378	77	46
平成25年度	387	78	50
平成26年度	390	78	59
平成27年度	388	83	64
平成28年度	409	82	72
平成29年度	400	83	68
H18年度を1として	1.14	1.43	2.34



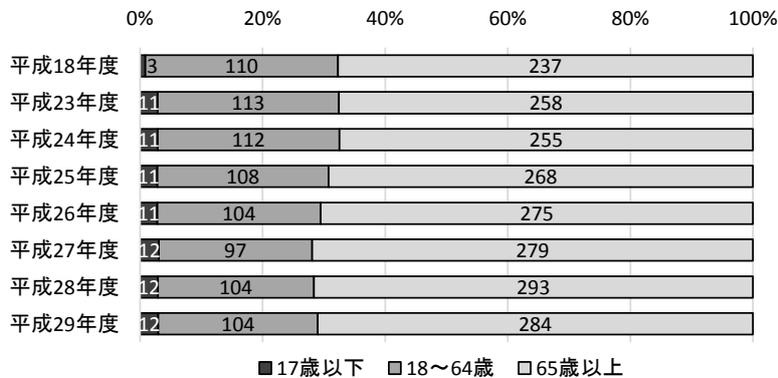
(資料：山形村保健福祉課)

(2) 身体障がい者数の推移

身体障がい者は高齢者の割合が高く、人数も増加傾向にあります(図表7)。また、性別にみると女性の割合がやや多くなっており、女性の長寿命化が関係していると考えられます(図表8)。

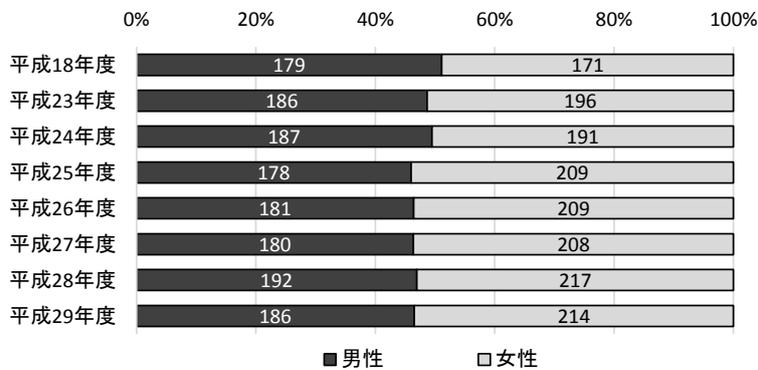
図表7 年代別の身体障がい者数 (人)

	17歳以下	18~64歳	65歳以上	総数
平成18年度	3	110	237	350
平成23年度	11	113	258	382
平成24年度	11	112	255	378
平成25年度	11	108	268	387
平成26年度	11	104	275	390
平成27年度	12	97	279	388
平成28年度	12	104	293	409
平成29年度	12	104	284	400



図表8 性別の身体障がい者数 (人)

	男性	女性	総数
平成18年度	179	171	350
平成23年度	186	196	382
平成24年度	187	191	378
平成25年度	178	209	387
平成26年度	181	209	390
平成27年度	180	208	388
平成28年度	192	217	409
平成29年度	186	214	400

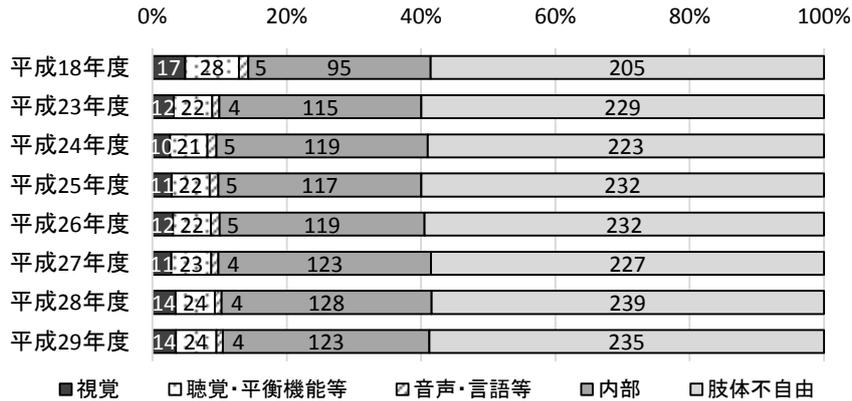


(資料：山形村保健福祉課)

図表 9 障がい内容別の身体障がい者数

(人)

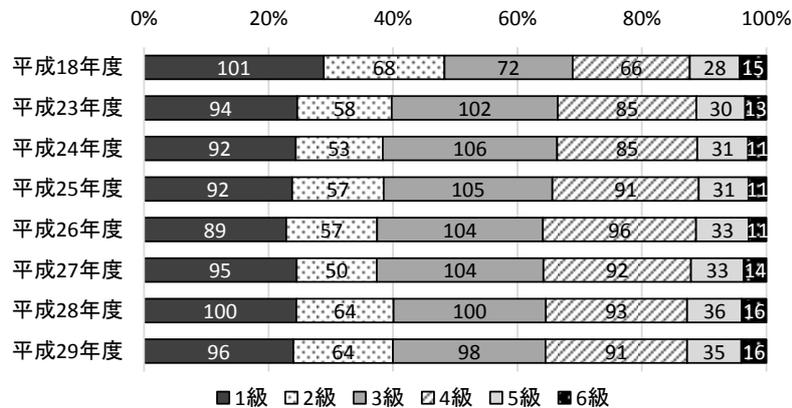
	視覚障害	聴覚・平衡機能等障害	音声・言語等障害	内部障害	肢体不自由障害	総数
平成18年度	17	28	5	95	205	350
平成23年度	12	22	4	115	229	382
平成24年度	10	21	5	119	223	378
平成25年度	11	22	5	117	232	387
平成26年度	12	22	5	119	232	390
平成27年度	11	23	4	123	227	388
平成28年度	14	24	4	128	239	409
平成29年度	14	24	4	123	235	400



図表 10 等級別の身体障がい者数

(人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
平成18年度	101	68	72	66	28	15	350
平成23年度	94	58	102	85	30	13	382
平成24年度	92	53	106	85	31	11	378
平成25年度	92	57	105	91	31	11	387
平成26年度	89	57	104	96	33	11	390
平成27年度	95	50	104	92	33	14	388
平成28年度	100	64	100	93	36	16	409
平成29年度	96	64	98	91	35	16	400



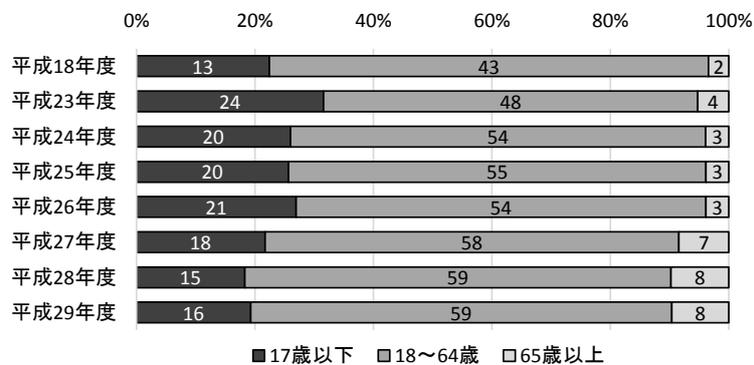
(資料：山形村保健福祉課)

(3) 知的障がい者の推移

知的障がい者の年代は生産年齢人口にあたる18～64歳で多く、性別では約60%を男性が占めています。

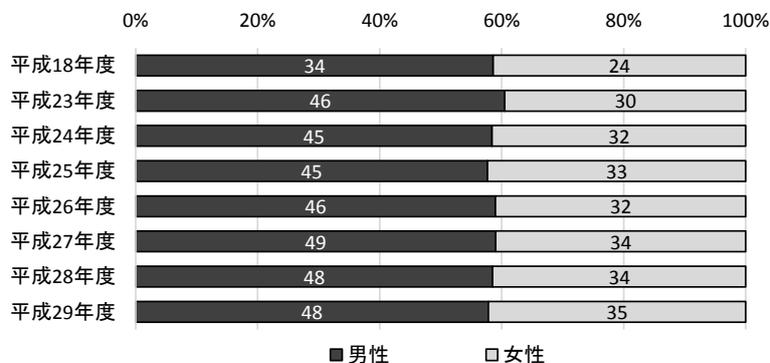
図表 11 年代別の知的障がい者数 (人)

	17歳以下	18～64歳	65歳以上	総数
平成18年度	13	43	2	58
平成23年度	24	48	4	76
平成24年度	20	54	3	77
平成25年度	20	55	3	78
平成26年度	21	54	3	78
平成27年度	18	58	7	83
平成28年度	15	59	8	82
平成29年度	16	59	8	83



図表 12 性別の知的障がい者数 (人)

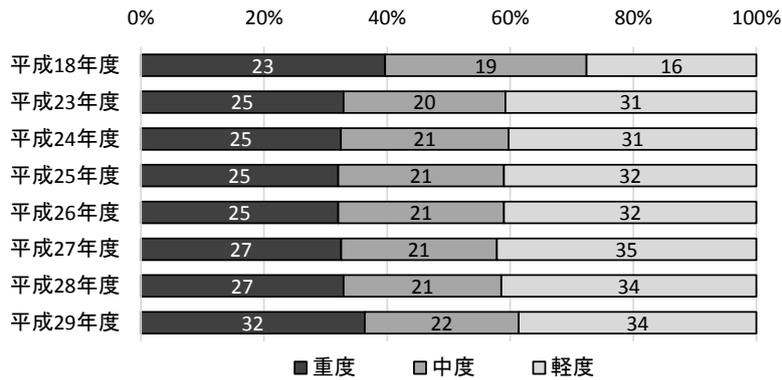
	男性	女性	総数
平成18年度	34	24	58
平成23年度	46	30	76
平成24年度	45	32	77
平成25年度	45	33	78
平成26年度	46	32	78
平成27年度	49	34	83
平成28年度	48	34	82
平成29年度	48	35	83



(資料：山形村保健福祉課)

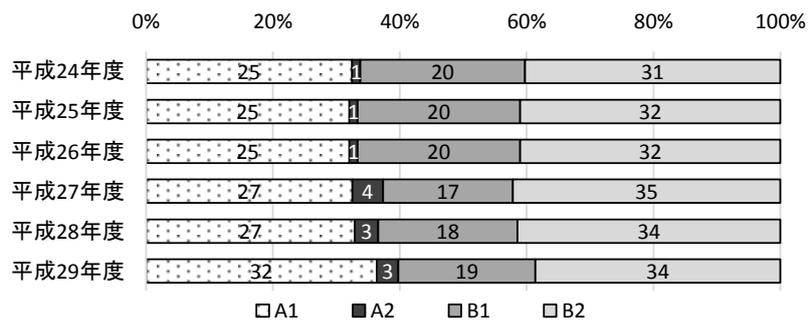
図表 13 障がい内容別の知的障がい者数 (人)

	重度	中度	軽度	総数
平成18年度	23	19	16	58
平成23年度	25	20	31	76
平成24年度	25	21	31	77
平成25年度	25	21	32	78
平成26年度	25	21	32	78
平成27年度	27	21	35	83
平成28年度	27	21	34	82
平成29年度	32	22	34	83



図表 14 等級別の知的障がい者数 (人)

	A1	A2	B1	B2	総数
平成24年度	25	1	20	31	77
平成25年度	25	1	20	32	78
平成26年度	25	1	20	32	78
平成27年度	27	4	17	35	83
平成28年度	27	3	18	34	82
平成29年度	32	3	19	34	83



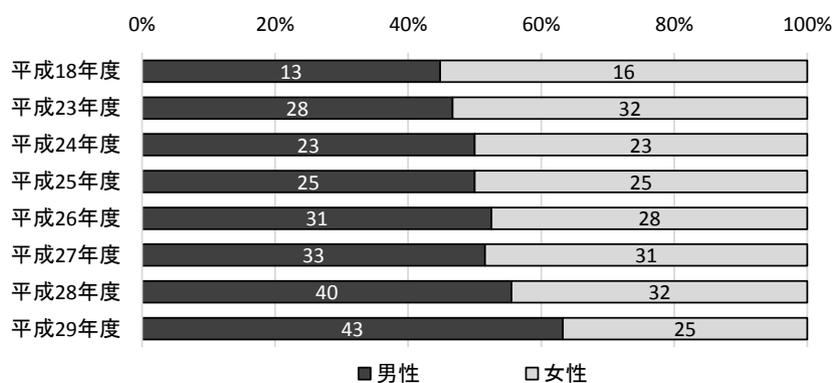
(資料：山形村保健福祉課)

(4) 精神障がい者の推移

精神障がい者では男性の割合が近年増加傾向にあります。

図表 15 性別の精神障がい者数 (人)

	男性	女性	総数
平成18年度	13	16	29
平成23年度	28	32	60
平成24年度	23	23	46
平成25年度	25	25	50
平成26年度	31	28	59
平成27年度	33	31	64
平成28年度	40	32	72
平成29年度	43	25	68



(資料：山形村保健福祉課)

4. 障がい者の暮らしや必要な政策(障がい者福祉に関するアンケート調査)

◆調査の目的

「山形村障がい者計画」の策定に向けて、障害者手帳をお持ちの方の住まいや暮らし、日中活動や就労、今後の福祉サービスの利用意向などを把握するために実施。

◆調査の実施方法

- ・調査対象者 : 65歳未満の各種障害者手帳所持者
- ・調査方法 : 郵送調査
- ・実施期間 : 平成29(2017)年7月24日(月)～8月17日(木)
- ・調査表記入者: 封筒の宛名の「本人」(障がいのある方)もしくは「本人の家族」、「家族以外の介助者」へ記入を依頼

◆アンケート回収結果

- ・郵送数: 239件
- ・回収数: 111件
- ・回収率: 46.4%

【回収内訳】 ※障がいの重複あり

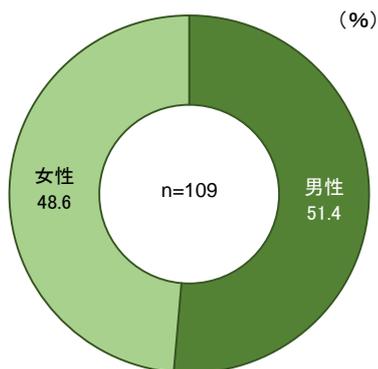
障がい種別	人数
身体障害者手帳所持者	60人
療育手帳所持者	32人
精神障害者保健福祉手帳所持者	28人

■回答者属性

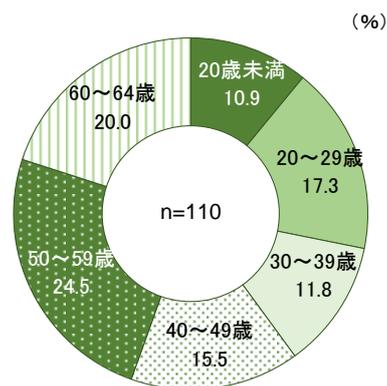
回答者の男女比は約半数ずつとなっています。

年齢は、50～59歳が最も多く24.5%、次いで60～64歳が20.0%、20～29歳が17.3%となっています。

図表 16 性別



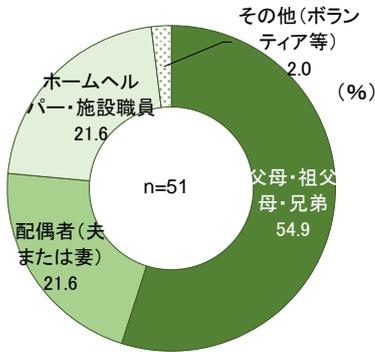
図表 17 年代



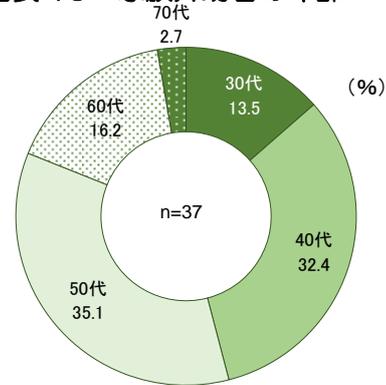
■介助の状況

介助者は、「父母・祖父母・兄弟」が54.9%で半数以上を占め、家族による介助が中心となっていることがわかります。また、家族介助者の約2割が60歳以上の高齢者となっています。

図表 18 介助者



図表 19 家族介助者の年齢

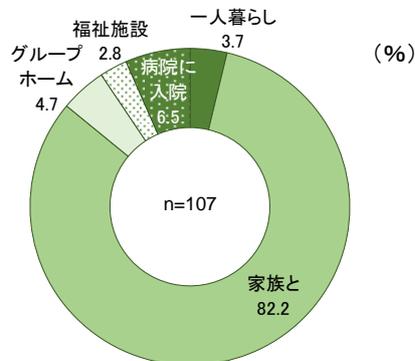


■現在の暮らし方と今後の希望

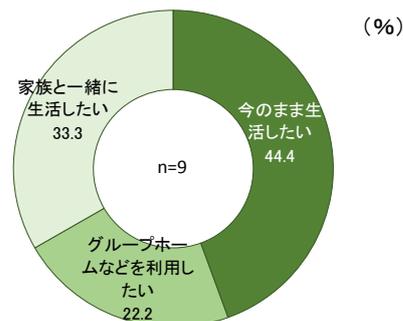
現在、82.2%の障がい者が「家族と」暮らしています。

「福祉施設」や「病院に入院」と答えた人のうち、将来は「家族と一緒に生活したい」、「グループホームなどを利用したい」と地域での生活を希望する人が半数を超えています。

図表 20 現在の暮らし方



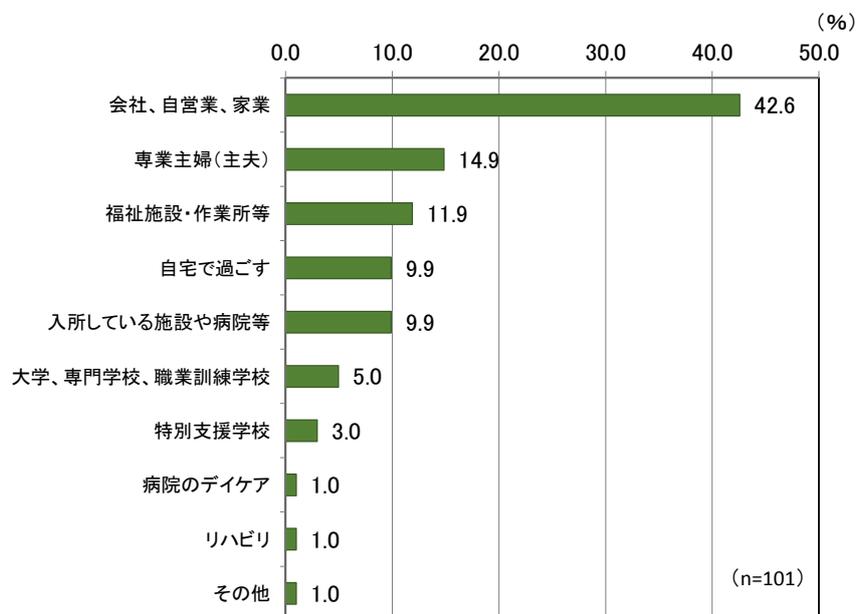
図表 21 将来希望する暮らし方 [現在、福祉施設や病院で暮らしている人]



■就労状況と意向（15歳以上）

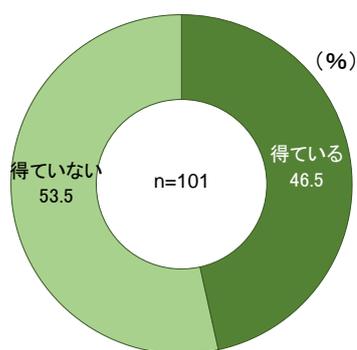
日中は「会社、自営業、家業に従事している」人が43人と最も多くなっています。

図表 22 日中の過ごし方

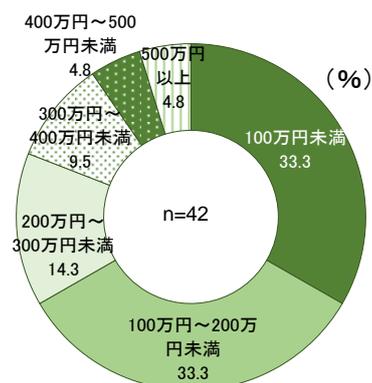


仕事で収入を得ている人は46.5%と半数近くにのぼりますが、年収をみると200万円未満が3分の2を占めており、障がい者の収入レベルはいまだ厳しい状況にあるといえます。

図表 23 仕事で収入を得ているか



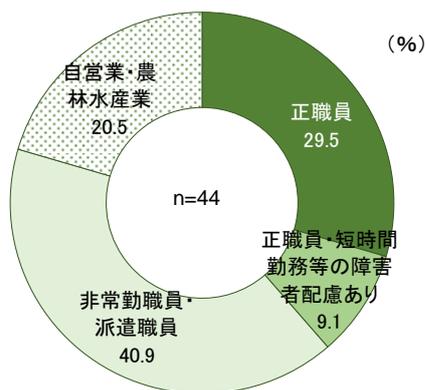
図表 24 年収の状況



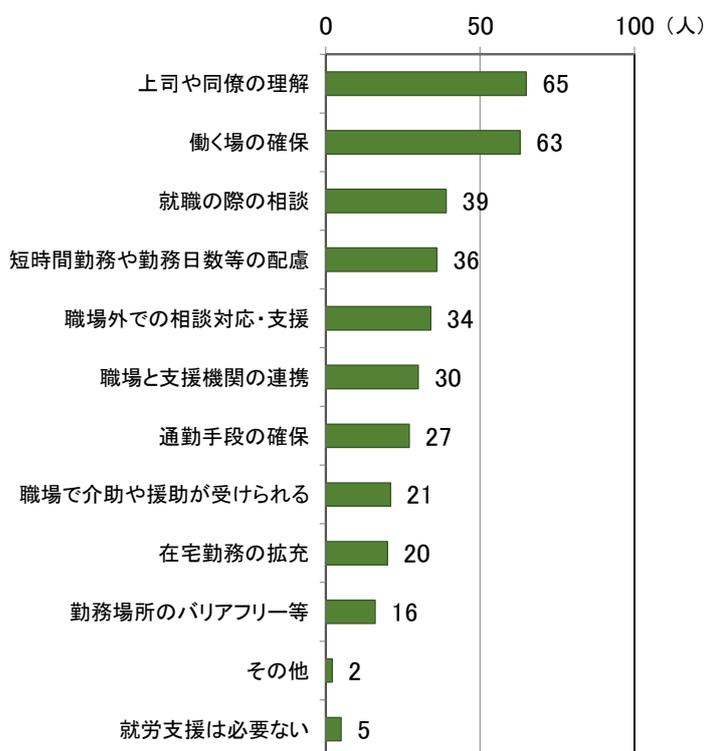
就労形態で最も多いのが「非常勤職員・派遣職員」の40.9%で「正社員」を大きく上回っています。

就労支援に必要なこととして最も多くあげられているのが「上司や同僚の理解」と「働く場の確保」です。働く場があるだけでなく、同時に職場の理解が障がい者の就労にとって大きなポイントであることがわかります。

図表 25 就労形態



図表 26 就労支援として必要なこと（複数回答）

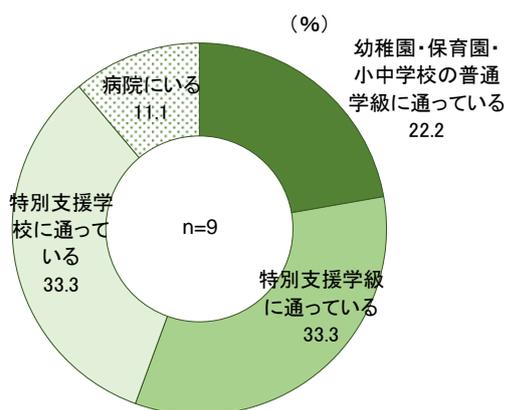


■障がい児の状況（15歳未満の保護者が回答）

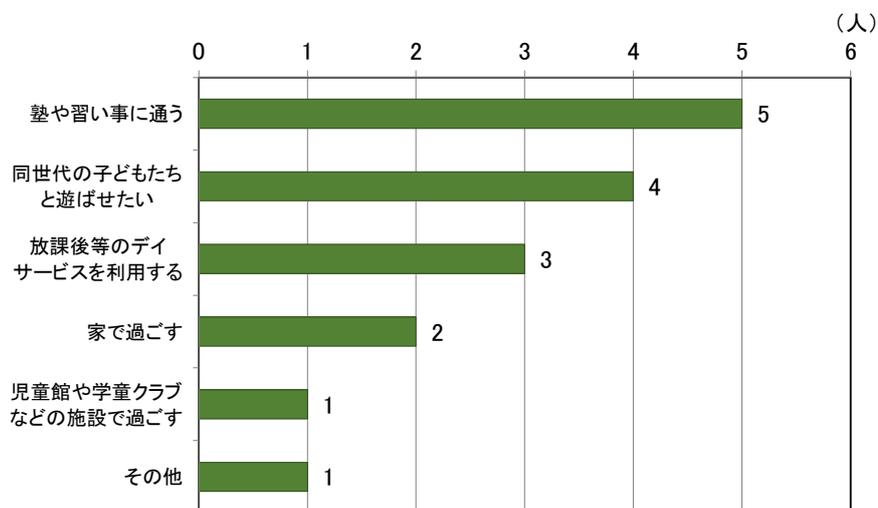
障がい児の日中の過ごし方として最も多いのは「特別支援学級に通っている」と「特別支援学校に通っている」であり、それぞれ33.3%となっています。

保護者が希望する学校以外での過ごさせ方としては「塾や習い事に通う」や「同世代の子どもたちと遊ばせたい」が多くなっています。

図表 27 日中の過ごし方



図表 28 希望する学校以外の時間の過ごさせ方（複数回答）



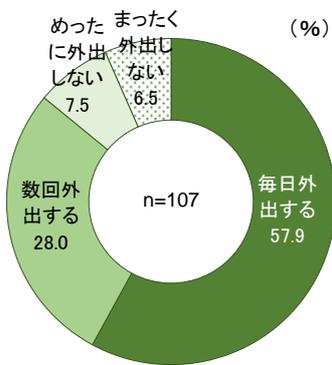
■外出について

57.9%の人が「毎日外出する」と答えています。逆に、まったく外出しない人は6.5%にとどまっています。

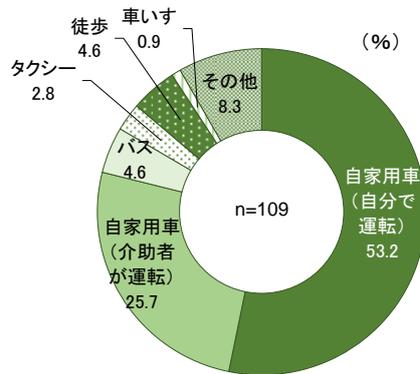
主な移動手段としては、「自家用車（自分で運転）」が最も多く53.2%、次いで「自家用車（介助者が運転）」で25.7%となっています。

外出時の困りごととして、身体障がい者は「道路や駅の段差」「設備の不便さ」「乗り降り」、知的障がい者は「困ったときの対応」「料金や乗換方法」、精神障がい者は「公共交通機関が少ない」「困ったときの対応」「お金がかかる」「突然の身体の変化」が特徴的に多くあげられています。

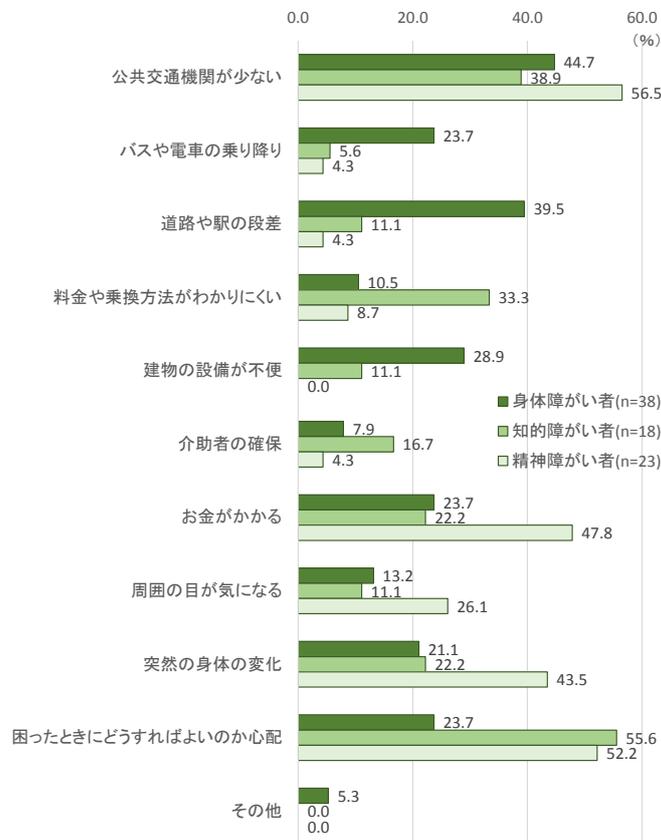
図表 29 外出の頻度



図表 30 外出の際の主な移動手段



図表 31 外出時の困りごと



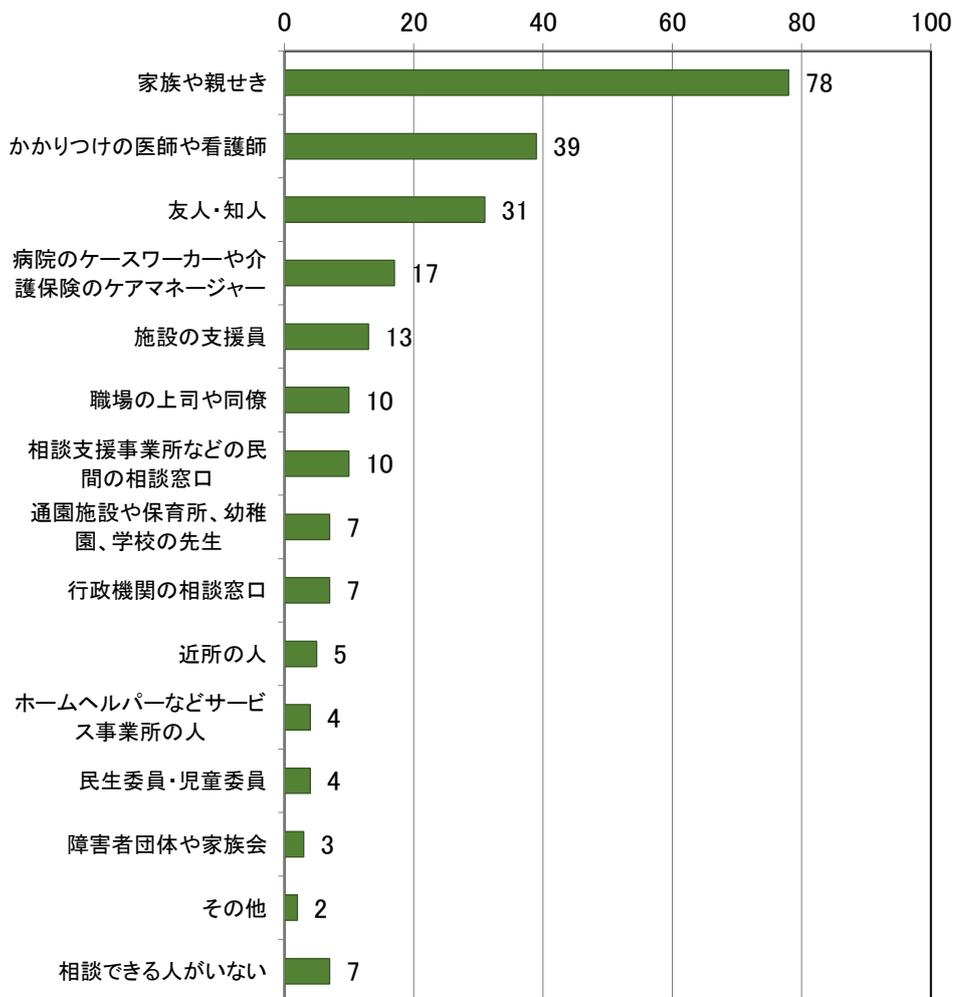
■相談の状況

日常的な相談相手としては「家族や親せき」が最も多く、78人となっています。

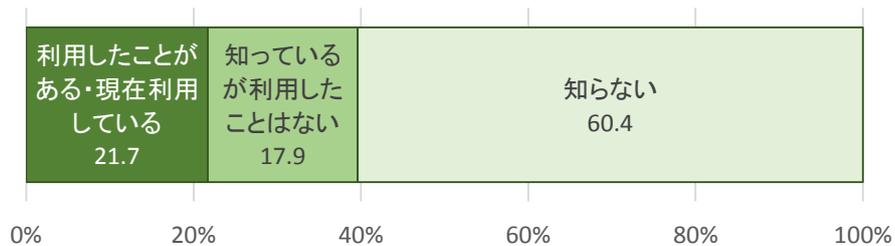
* 障害者総合相談支援センターについて、約6割の人が「知らない」と回答しています。

図表 32 相談相手（複数回答）

(人)



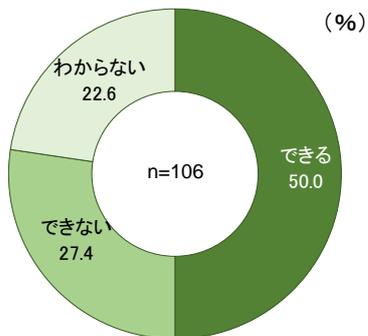
図表 33 障害者総合相談支援センターの認知・利用状況



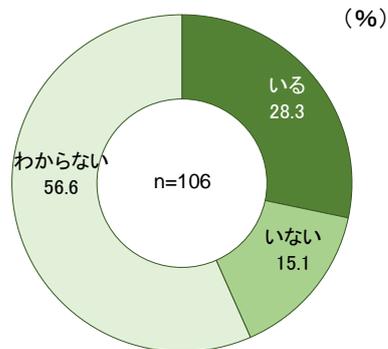
■災害時の避難

災害時にひとりで避難できると答えた人は約半数であり、半数は援助が必要と考えられます。災害時に援助者がいると答えた人は28.3%で、半数以上が「わからない」と答えており、災害時における援助者の確認・確保が必要です。

図表 34 ひとりで避難できるか



図表 35 災害時の援助者の有無

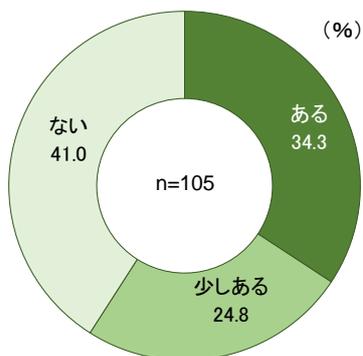


■差別や嫌な思いをした、虐待を受けた体験

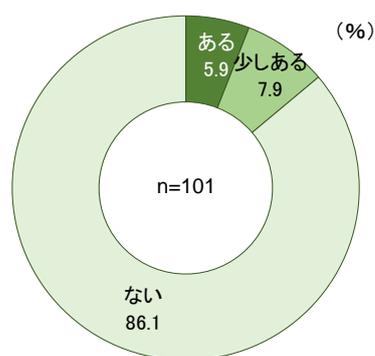
障がいがあることによる差別や嫌な思いをしたことが「ある」「少しある」と答えた人は約6割にのびます。

虐待を受けたことが「ある」「少しある」と答えた人は13.8%となっています。

図表 36 差別や嫌な思いをした経験



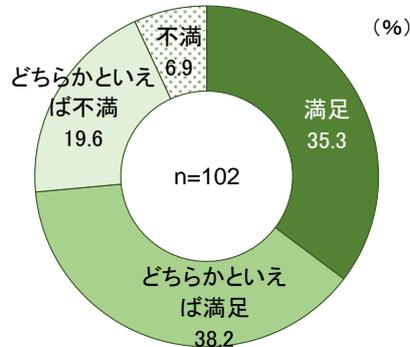
図表 37 虐待を受けた経験



■生活の満足度

生活の満足度については、「どちらかといえば満足」まで合わせると73.5%がおおむね生活に満足している一方、26.5%の人が「不満」または「どちらかといえば不満」と答えています。

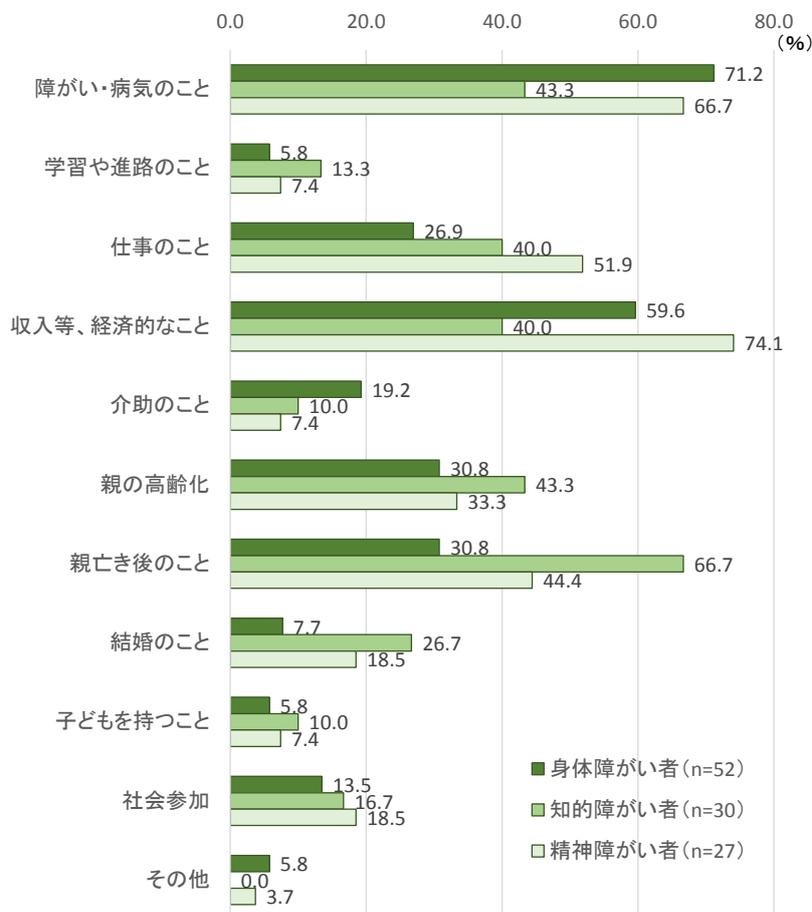
図表 38 生活の満足度



■将来の不安

将来の不安を障がい種別にみると、身体障がい者は「障がい・病気のこと」、知的障がい者は「親亡き後のこと」、精神障がい者は「収入、経済的なこと」を最も多くあげています。

図表 39 将来に向けて不安に思っていること（複数回答）

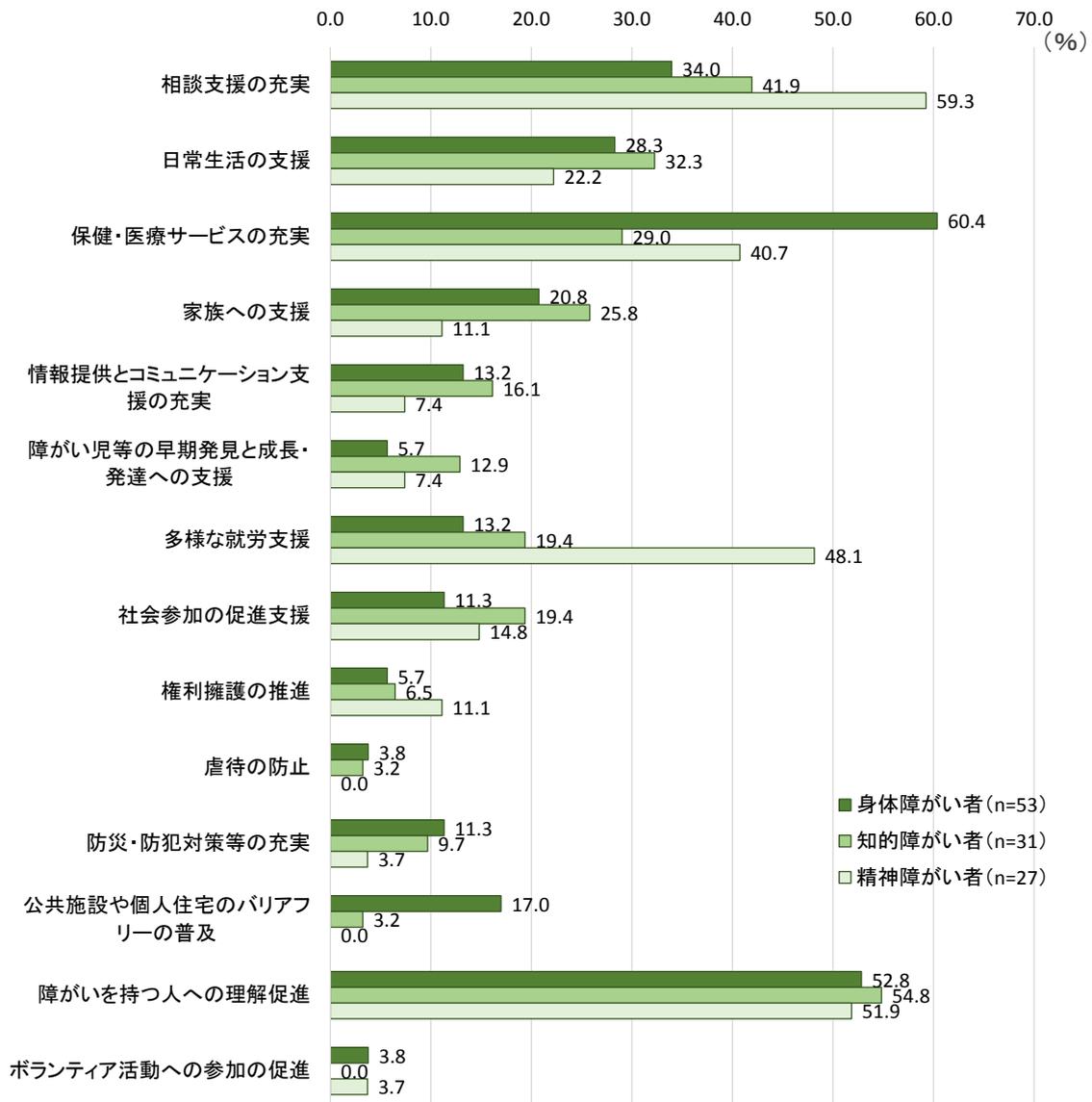


■今後期待する福祉施策

今後期待する施策としては、どの障がい種でも「理解促進」をあげる人が多く、共通して優先的に取り組むべき施策といえます。

身体障がい者は「保健・医療サービスの充実」、精神障がい者は「*相談支援」や「多様な就労支援」の充実を希望する人が多いのが特徴です。

図表 40 今後、充実を期待する障がい福祉施策（3つまで）



第3節 現状と課題の整理

前回計画（計画期間 平成24（2012）年度～29（2017）年度）における取組み状況と具体的な成果及び現状と課題を整理しました。これらの振り返りを踏まえ、今回の計画の方向性を策定します。

基本施策	施策	前回計画期間の取組みと成果 (●=具体的な成果)	現状と課題
1 安心して地域生活が送れるための支援	1 相談支援の充実	相談支援専門員や障がい者総合相談支援センターとの連携により、来所による相談、訪問、電話相談など障がい者やその家族からの多様なニーズに対応している。 ●計画相談事業所の増加(1事業所)	福祉特有の専門的知識を必要とする相談や就労相談、福祉サービス利用といった広範囲に渡る相談を受け付けなくてはならないため、 <u>職員の対応力や資質の向上が課題</u> 。
	2 日常生活の支援	入浴補助用具・つえ等日常生活用具の給付、移動支援や*福祉バスの運行、*福祉有償運送等により、安定した日常生活の支援につながっている。	公的サービスの充実には広域での体制整備が必要であり、他地域の住民も含め、理解・連携・協力を周知する必要がある。
	3 保健・医療サービスの充実	住民課と保健福祉課との連携により、障害者手帳を取得する際にスムーズに福祉医療受給者証を発行できるようにしている。 また、福祉医療の給付により、障がい者の方の医療費負担が軽減されている。 ●児童の福祉医療給付の対象年齢を15歳から18歳に引き上げ(村単独事業)	一度は窓口負担をしなければならない償還払い制度のため、一時的に負担が生じる方がいる。
	4 家族への支援	家族への*相談支援のほか、障がい福祉サービス利用の促進による介護負担の軽減や介護慰労金、スカイランドきよみず利用助成等、村独自の支援事業により、障がい者とその家族のサポートを行っている。	家族に対してどのような支援が必要なのか十分把握できておらず、 <u>家族支援の制度が整っていない</u> 。
	5 情報の提供とコミュニケーション支援の充実	・各手帳取得時にサービスについて案内をしているほか、村広報誌または村内回覧文書により随時周知を行っている。 ・コミュニケーション支援では、聴覚・音声・言語機能障がい者への補聴器の購入助成、手話通訳者・*要約筆記者の派遣事業を行っている。	・ <u>視覚障がい者への情報伝達手段が十分になく、満足いく情報提供がなされていない</u> 。 ・手話通訳者等が少ないため、同じ人に何度も派遣を依頼している状況であり、 <u>人材育成が必要である</u> 。
2 自立への支援	1 障がい児等の早期発見と成長・発達への支援	・乳幼児健診が充実しており、障がい児等の早期発見につながっている。また、発見後は保健師が見守ることで、成長に合わせた制度の活用や支援の方法を保護者に助言している。 ・子育て支援課が新設されたことで、保護者の子どもの発達に関する相談は増加している。医療機関への受診や療育施設の情報を提供するとともに療育の継続についても見守りを行っている。 ・保育園、小学校、中学校で研修会や巡回相談を行い、障がいについての理解を深めたり、対応について共有するなど、連携している。 ・子育て支援課と保健福祉課の情報共有の場を定期的に設けて連携している。	・乳幼児期から学童期・青年期までの継続した支援体制は構築されているが、 <u>青年期以降に「支援経過シート」をどう引き継ぎ、支援を継続していくかが課題</u> となっている。

基本 施策	施策	前回計画期間の取組みと成果 (●=具体的な成果)	現状と課題
2 と自立への支援 ライフステージに応じた成長	2 多様な就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービスの就労移行支援により、知識・技術を習得し、就労に結びつけたり、就労継続支援により働く場の斡旋を行っている。 村単独の障害者自立支援事業により、村独自で働く場の提供と就労支援を行っている。 <p>●障害者優先調達推進法に基づき公共施設の清掃等を発注(村単独事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用者の多くが、就労を継続しているため、相談等のサポートを行いつつ見守っていく必要がある。 障がい者の就労の場所も業種もまだ限られているため、<u>障がい者雇用を拡大する必要がある。</u>
	3 社会参加の促進支援	<ul style="list-style-type: none"> 移動支援や障害者用自動車改造費助成事業により、社会参加が促進されている。 聴覚障がい者には手話通訳者等を派遣し、社会参加を促している。 <p>●福祉バスの車両台数の増強(2台)・増便</p>	障がいによって特性が異なるため、必ずしも希望どおりの支援がされているとはいえない場合がある。
3 権利を守り安全に生活できるための支援	1 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 独居や家族がいても権利が守られない等の場合に対して、*成年後見制度等の活用により適切な財産管理及び福祉制度の利用促進の個別支援を行っている。 迅速に*成年後見制度につなげたり、差別解消に向けて取り組める体制が整いつつある。 年1回、回覧による*成年後見制度の周知や成年後見センターによる出張相談会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援者に対しては制度が浸透しつつあるが、今後は*権利擁護の理解促進のため、支援者以外の住民に<u>広く制度を周知していく必要がある。</u> 障がいの特性によって対応が難しいケースが多い。 後見人の負担を軽減するためのバックアップが必要である。
	2 虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> 虐待案件が発生した場合の関係機関とのネットワークを強化しており、即時対応の体制が整いつつある。 毎年、村内回覧等により相談窓口としての*障害者虐待防止センターの周知を行っている。 <p>●山形村高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営会議の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> *<u>障害者虐待防止センターのさらなる周知が必要である。</u> <u>地域包括支援センターを中心として、関係機関の虐待に関する認識の統一を図り、さらに連携を強化していく必要がある。</u>
	3 防災・防犯対策等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 災害時住民支え合いマップを作成し、行政、消防、民生委員で見守り体制を構築している。 防犯について、全戸回覧文書等による啓発を行っている。 	年々巧妙化する犯罪や近年多発している異常気象による想定外の災害への対応等が課題。
進 4 地域社会におけるバリアフリーの促進	1 公共施設や個人住宅のバリアフリーの普及	<p>既存の公共施設には車いす用スロープ等が設置され、個人宅には住宅改良に係る費用に補助金を交付している。</p> <p>●信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度に全公共施設で対応済み</p>	民間施設でバリアフリー化が行き届いていない。
	2 障がいを持つ人への理解促進	村からの働きかけだけでなく、国や県、学校、マスメディア等の周知活動や報道により、障がい者に対する一定の理解は進んできている。	心のバリアフリーへの取組みはまだ始まったばかりであり、理解促進のための有効な手段が確立されていない。
	3 ボランティア活動への参加の促進	平成 28(2016)年度から「山形村生活支援・介護予防体制整備事業」において、生活支援コーディネーター、協議会、関係機関との連携により、ボランティアの基盤となる地域資源の開発やネットワークの構築について検討を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 村や社会福祉協議会等、個々で行われてきたため、<u>ボランティア活動についての情報の共有が行われていない。</u> <u>ボランティア活動への関心が低い。</u>地域住民にどのように参画してもらうかの検討を進める必要がある。

第4節 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

障がい者が、障がいがあることを理由に不当な扱いを受けること、社会生活において、不利益を被ることがあってはなりません。「*ノーマライゼーション」と「地域社会における共生」の理念に基づき、障がいのある人もない人も、地域を構成する一員としてともに支え合い、障がいのある人が自ら望む活動に積極的に参加できる社会を実現するために、すべての人たちが障がいについて理解を深めることが必要です。

山形村障害者計画では、引き続き「*ノーマライゼーション」と「地域社会における共生」を基本理念に掲げ、以下の基本目標の達成を目指して障害福祉施策を進めていきます。

*ノーマライゼーションとは、「障害者等社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにする」という考え方です。昭和57年の「*障害者に関する世界行動計画」では、「ある社会がその構成員のいくらかの人々（障がい者など）を締め出すような場合、それは弱くもろい社会である」と述べています。

障がい者を締め出す社会は、障がいのない人にとっても生活しにくい社会であるという基本的認識が必要であります。換言すると、「どのような障がいを持つ人であっても、特別視されることなく、社会に生活する個人として一般社会に参加し、行動できるようにすべき」という考え方です。

2. 基本目標

山形村は、前回計画からの基本目標「ともにささえあい、安心して生活できるむらづくり」を引き継ぎ、あらゆる機会を通じ、物・心・情報のバリア（障壁）のない地域社会を目指します。また、障がいの有無に関わらず、それぞれの自己選択・自己決定が尊重され、誰もが地域の中で自分らしく、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、各種施策に取り組みます。

◇ 基本目標

ともにささえあい 安心して生活できる むらづくり

障がいがあっても、なくても、すべての人が安心して生き生きと暮らせる山形村にしたいな！



第5節 施策体系

基本目標

ともにささえあい 安心して生活できる むらづくり

基本施策	施策
1 多様性を認め合う 山形村にはさまざまな人が暮らししており、すべての人が自分の望む暮らしを実現する権利を持っています。障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいがあってもなくても、互いに個性や特性の違いを認め合いながら、地域の一員としてともに暮らせる村を目指します。	1. 障がいを持つ人への理解促進
	2. バリアフリーの地域づくり
2 多様な暮らしを地域で支える 住みたい地域で、希望する暮らしを実現するために、日常生活を支える福祉サービスが十分に提供されるとともに、地域住民の理解や見守りの中で、安心して暮らせる村を目指します。	1. 地域で支える体制の推進
	2. 相談支援の充実
	3. 福祉サービスの利用の促進
	4. 家族介助者への支援
	5. 安心・安全な暮らしの支援
3 多様な活躍の場をつくる 障がい者一人ひとりの特性や特技を生かせる就労の場が多様であり、仕事を通じて収入の安定だけでなく、さまざまな人や場との接点を持ちながら、社会の一員として活躍できる村を目指します。	1. 多様な就労支援
	2. 社会参加の促進
4 多様な育ちを見守り、支える 子ども一人ひとりの発達に寄り添い、十分な健診・相談体制と関係機関による連携体制のもと、早期から切れ目ない適切な療育・教育の支援を受けられる、子育て安心の村を目指します。	1. 療育の充実
	2. 教育の充実

第2章 施策の展開

第1節 多様性を認め合う

目指す姿

山形村にはさまざまな人が暮らしており、すべての人が自分の望む暮らしを実現する権利を持っています。障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいがあってもなくても、互いに個性や特性の違いを認め合いながら、地域の一員としてともに暮らせる山形村を目指します。

【目標値】

指 標	現状値 H29 (2017)	目標 H35 (2023)
障がいによる差別や嫌な思いをした経験「ある」の割合 (障がい者福祉に関するアンケート調査)	34.3%	減少

施策1 障がいを持つ人への理解促進

現状と課題

東京パラリンピックの開催等をきっかけに、障がいに関する情報等に触れる機会が増え、日本全体で“*ノーマライゼーション”の気運は高まりつつあります。

本村においても、これまでの障がい者施策の取組みを通して、障がい者に対する一定の理解は進んできていますが、「障がいによる差別や嫌な思いをした経験のある人」の割合はまだ3割を超えています。障がい及び障がい者に対する理解をさらに深めることにより、すべての人々の“心のバリアフリー”化を進め、差別や偏見をなくしていく必要があります。

施策の展開・方向性

- *障害者差別解消法の趣旨に基づき、*合理的配慮を行うことを推進します
- 障がい者週間を中心に、広報や回覧等を通じて、引き続き啓発活動を展開します
- 特に一般の理解が進んでいない精神障がい、知的障がい、*発達障がい、高次脳機能障がい等について、障がい特性や必要な配慮等に関する理解が深まるよう、普及啓発に努めます
- 小・中学校での通常学級と特別支援学級との交流や、福祉施設への訪問等、福祉教育を通じて、早期から障がい理解のある人材を育成します

施策2 バリアフリーの地域づくり

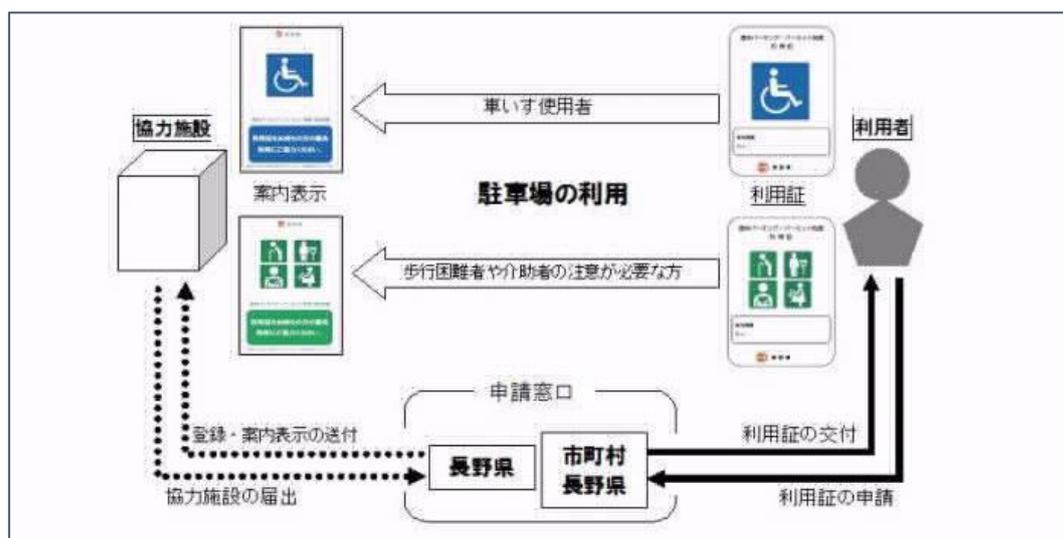
現状と課題

心のバリアフリーだけでなく、物や情報のバリアフリーにより、障がいのある人々にとって住みやすいまちづくりを進めることも大切です。

物のバリアフリーについては、平成28(2016)年4月20日から開始された「*信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度」に公共施設は100%対応済みなのをはじめ、車いす用スロープ等の設置も進んでいます。また、小学校がバリアフリー化していることにより、近隣市町村からの転入があるなど、一定の進展がみられます。これからは民間施設や個人住宅でもバリアフリー化が進むよう働きかけていく必要があります。

情報のバリアフリーについては、聴覚・音声・言語機能障がい者への手話通訳者等の派遣などコミュニケーション支援を行っていますが、人材不足が課題となっています。また、視覚障がい者に対する情報提供の対応が遅れているため整備が必要です。

信州パーキング・パーミット制度



施策の展開・方向性

- 個人の住宅改良に係る費用へ補助金を交付します
- 補聴器の購入助成、手話通訳者・*要約筆記者の派遣事業を行います
- 手話教室等を実施し、村内在住の手話通訳者や*要約筆記者を育成します

第2節 多様な暮らしを地域で支える

目指す姿

住みたい地域で、希望する暮らしを実現するために、日常生活を支える福祉サービスが十分に提供されるとともに、地域住民の理解や見守りの中で、安心して暮らせる村を目指します。

【目標値】

指 標	現状値 H29 (2017)	目標 H35 (2023)
障がい者支援体制の満足度評価点（村民アンケート調査）	1.20	上昇

施策1 地域で支える体制の推進

現状と課題

*ノーマライゼーション社会の実現に向けて、障がい者が特定の施設のみで生活するのではなく、本人が希望する地域の一員として暮らし続けられるように、地域が受け皿となって支えていく必要があります。

そのため、これまで主に高齢者福祉で進められてきた医療・保健・介護の専門機関の連携をはじめ、地域住民が支援の担い手となり地域全体で支えていく「*地域包括ケアシステム」を障がい者にも対応できる仕組みにしていく必要があります。特に精神障がい者は山形村においてもこの10年で2倍以上に増えており、うつ病や引きこもり、自殺防止等への対応として心のケアや地域における日常的な見守りが重要になってきています。

平成28（2016）年度より始まった「山形村生活支援・介護予防体制整備事業」により生活支援コーディネーター、協議会、関係機関との連携を密にし、地域資源の開発やネットワークの構築について検討を行っていますが、地域住民のボランティア活動への関心が低いといった課題があります。今後は高齢者のみならず障がい者も対象としながら、地域の支え合いの仕組みづくりを進めることが必要です。

施策の展開・方向性

- 生活支援コーディネーターを中心に、住民による地域での支え合い体制を構築します
- 地域の関係者で構成する協議体を立ち上げ、民間の力を活用した支え合いを推進します
- 障がい者にも対応できるワンストップの*地域包括ケアシステムづくりを進めます
- 心のケア対策の一環として、自殺防止計画を策定します

施策2 相談支援の充実

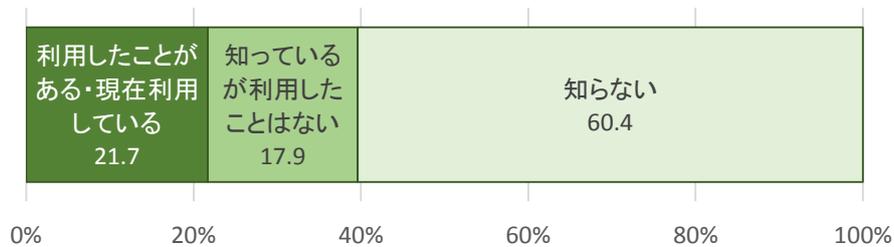
現状と課題

相談支援専門員や*障害者総合相談支援センターと連携し、保健福祉センター「いちいの里」が村の総合的な相談支援窓口となって、障がい者やその家族の多様なニーズに対応しています。

村内に計画相談事業所が1箇所増えたほか、*障害者総合相談支援センター「ボイス」の相談支援専門員が平成29（2017）年度に1名増員されるなど、専門的な相談体制の充実も図られてきています。

しかし、こうした体制についての周知は十分とはいえず、*障害者総合相談支援センターを「知らない」と答えた障がい者は6割におよびます。

障害者総合相談支援センターの認知・利用状況（再掲）



施策の展開・方向性

- 「いちいの里」が*相談支援のワンストップ窓口となり、わかりやすい情報提供に努めます
- 研修等を通じて、職員のレベルアップを図ります
- 多様なニーズに応えるため専門的な機関との連携を強化し、適切な支援につなげます
- 計画相談事業所や*障害者総合相談支援センター「ボイス」等の周知を行い、利用を促進します

施策3 福祉サービスの利用の促進

現状と課題

法律に基づく公的な障がい福祉サービスに加え、日常生活用具の給付や移動支援など村独自のサービスにより、日常生活を円滑に送るためのさまざまなサポートを行っています。また、計画相談事業所1箇所、B型就労支援事業所1箇所、グループホーム2箇所、日中預かり事業所1箇所が村内に開設されており、福祉サービスの提供体制は整ってきています。公的なサービスを村内だけで十分に提供できないこともあり、近隣市町村との連携によって、広域での整備を進める必要があります。

また、障がい者の高齢化が進み、高齢障がい者の円滑な介護保険サービス利用が課題となっています。*介護保険法及び*障害者総合支援法が改正され、高齢者と障がい者を分け隔てなく支える「*共生型サービス」が創設され、介護保険サービス利用時の負担軽減などが図られることになりました。

保健・医療への対応については、福祉医療により経済的負担の軽減を図っており、平成30(2018)年8月診療分からは中学生までの児童は現物給付方式となり、窓口負担がさらに軽減されます。

施策の展開・方向性

- 公的な福祉サービスとともに*地域生活支援事業を行い、村内のニーズに柔軟に対応します
- 地域生活支援拠点の整備を広域で検討します
- 高齢障がい者を対象とした*共生型サービスの提供や介護保険サービスの利用者負担の軽減を行います
- 医療費の一時的な窓口負担の緩和策として、山形村社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付事業の活用を周知します

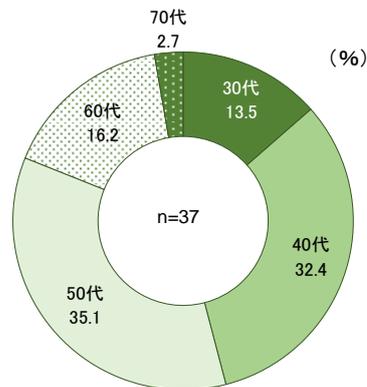
施策4 家族介助者への支援

現状と課題

障がい者を対象とした障がい福祉サービスについては制度化され充実しつつありますが、多くの障がい者が家族と暮らす中、家族介助者の肉体的・精神的負担は大きいと考えられます。特に近年、障がい者、介助者ともに高齢化が進み、老老介護が社会問題となってきており、障がい者本人のみならず、その家族や介助者へのサポートが重要になってきています。

村では＊相談支援のほか、障がい福祉サービス利用の促進による介護負担の軽減や介護慰労金、スカイランドきよみず利用助成等、村独自の支援事業を通じて家族のサポートを行ってきましたが、家族に対する支援はまだ制度化されておらず、今後の整備が課題といえます。

家族介助者の年代（再掲）



施策の展開・方向性

- 家族の介護負担軽減を強化するため、＊短期入所や日中一時支援事業の充実を図ります
- 引き続き、介護者慰労金等の独自事業を進めます

施策5 安心・安全な暮らしの支援

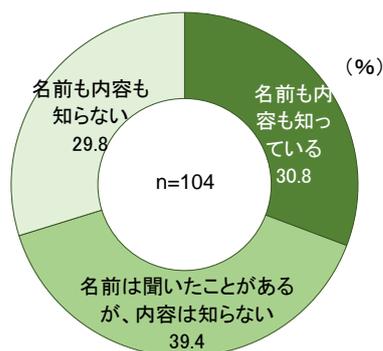
現状と課題

【権利擁護】

自己選択・自己決定が難しい障がい者が日常生活で不利益を被らないよう、*成年後見制度の利用等により障がい者の権利を擁護しなければなりません。松本圏域では、平成23(2011)年4月に*成年後見支援センター「かけはし」を設置し、成年後見に関する二次的相談を受けるとともに、法人として後見人を受任しています。村では一時的相談を受けるとともに、学習会の開催を通じて支援者に対する制度の周知を進めてきましたが、今後は地域住民にも広く知ってもらい、地域での見守りや支援体制につなげていく必要があります。

また、精神障がいなど障がいの特性によっては対応に苦慮するケースがあり、負担の大きさから後見人をやめてしまうケースも少なくありません。後見人の負担を軽減するための支援が必要となっています。

成年後見制度の認知度



成年後見支援センターかけはし 利用実績 (山形村)

	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度 (途中)
相談件数	20件	21件	3件
受任件数	2件	2件	0件

(注) 各年度3月31日現在。平成29(2017)年度のみ12月15日現在

【虐待防止】

障がい者が安心・安全に暮らすためには虐待防止への対応も不可欠です。介護の負担から家族介助者や施設介助者による虐待が社会問題化しています。現在、保健福祉課が虐待防止センターとして24時間対応しているほか、平成25年度から「山形村高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、専門機関が連携して速やかに対応できる体制を整備しています。残念ながら虐待は増加傾向にあるため、今後も虐待防止の取組みは強化していかなければなりません。また、緊急時の避難場所がないことが課題となっています。

【防災・防犯対策】

東日本大震災等の大災害を教訓に、地域での災害時の助け合い体制の構築が急がれています。村では災害時住民支え合いマップを作成し、行政や消防、民政委員等と共有を進めており、こうした体制を踏まえ、総合防災訓練で要支援者へどのような救護活動を行えばよいか検証を行う必要があります。

防犯についても、年々犯罪が巧妙化しており、対策強化が必要です。全戸回覧文書等による啓発を行っていますが、小さな村ならではの連絡班または隣組などの近所付き合いにより、見守っていくことが期待されます。

施策の展開・方向性

【権利擁護】

- * 成年後見制度のパンフレットの全戸回覧や成年後見支援センターの出張個別相談会・講演会を実施し、一般住民も含め広く制度の周知を図ります
- * 成年後見制度利用促進計画の策定を通じて、後見人のフォローアップや見守りのためのネットワークづくり、後見人による不正の防止、中核機関（* 成年後見支援センター「かけはし」）の整備を進めます
- 市民後見人の養成を圏域で進めます
- 後見人の負担軽減を図ります

【虐待防止】

- 虐待に関するパンフレットを全戸回覧し、虐待防止の啓発を進めます
- 対応が難しいケースが増えてきたため、法律の専門家等からなる専門家チームをつくり、バックアップ体制を強化します
- 緊急時の避難場所の確保について検討を進めます

【防災・防犯対策】

- 災害時住民支え合いマップの共有を関係者間で進め、いざという時の迅速な対応に備えます
- 地域の助け合い体制を踏まえ、総合防災訓練を行います
- 障がい者へ防災に関する知識の普及を図ります
- 障がい者が悪質な消費者トラブル等に巻き込まれないよう、近隣住民による日常的な見守りを進めます

第3節 多様な活躍の場をつくる

目指す姿

障がい者一人ひとりの特性や特技を生かせる就労の場が多様にあり、仕事を通じて収入の安定だけでなく、さまざまな人や場との接点を持ちながら、社会の一員として活躍できる村を目指します。

【目標値】

指 標	現状値 H29 (2017)	目標 H35 (2023)
仕事で収入を得ている人の割合 (障がい者福祉に関するアンケート調査)	46.5%	上昇

(注) 福祉施設・作業所等の工賃による収入は除く

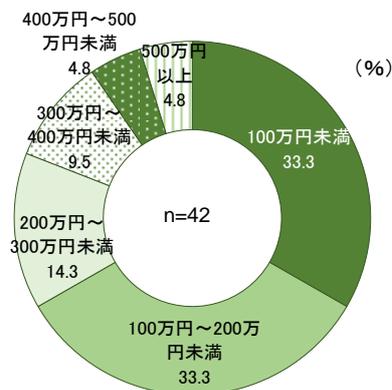
施策1 多様な就労支援

現状と課題

障がい者が地域で安定した暮らしを送るために、就労支援はきわめて重要です。障がいの状況や特性に合った就労により活躍の場を見つけ、安定した収入を得ることが障がい者の自立や生きがいにつながります。

村では就労移行支援、就労継続支援などの福祉サービスにより就労に必要な知識・技術の獲得や就労の場の斡旋を行ってきました。その他、*障害者優先調達推進法に基づき、公共施設の清掃や印刷などを委託し、独自に就労の機会を提供しています。しかし、アンケート結果が示すように、3分の2の障がい者が年収200万円未満となっており、依然として障がい者を取り巻く就労環境は厳しい状況です。

障がい者の就労による年間収入額（再掲）



施策の展開・方向性

- ハローワークや障害者就業センター等と連携し、一人ひとりに合った就労を支援します
- 引き続き、*障害者優先調達推進法に基づき、就労の機会を提供します
- 民間企業等の雇用主に障がい者雇用について理解を深めてもらうため、各種助成制度や*障がい者雇用率制度の周知及び啓発を進めます

施策2 社会参加の促進

現状と課題

障がい者にとって、スポーツやレクリエーション、文化・芸術活動への参加は、社会参加という面だけでなく、生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るためにも大変重要です。村では、障がい者が積極的に社会参加できるよう、*福祉バスの増便や障害者用自動車改造費助成事業といった移動の支援を行っています。また、聴覚障がい者の方には手話通訳者や*要約筆記者を派遣し、コミュニケーション支援を通じて社会参加を促しています。

こうした直接的な支援も重要ですが、障がい者の社会参加を受け入れる住民の理解や協力も不可欠です。社会参加の受け皿となる地域の環境を整えていく必要があります。

施策の展開・方向性

- 移動支援の充実を図ります
- 社会参加をサポートするコミュニケーション支援を行います
- 社会参加に関する住民の理解を促すための啓発を行います
- 障がい者が参加しやすいスポーツやイベントの機会提供に努めます

第4節 多様な育ちを見守り、支える

目指す姿

子ども一人ひとりの発達に寄り添い、十分な健診・相談体制と関係機関による連携体制のもと、早期から切れ目ない適切な療育・教育の支援を受けられる、子育て安心の村を目指します。

【目標値】

指 標	現状値 H29 (2017)	目標 H35 (2023)
子育て支援体制の満足度評価点（村民アンケート調査）	2.07	上昇

施策1 療育体制の充実

現状と課題

障がいや発達に心配のある子どもの早期発見・早期支援を行うため、村では小児科医による乳幼児健診や子育て相談の強化など、体制整備を行ってきました。また、子育て支援課を新設し、*子育て支援センター「すくすく」を開設したことにより、子育てに関する相談窓口が一本化され、保護者からの相談は年々増えています。

支援や配慮が必要な子どもの発見後は、18歳になるまで切れ目なく保健師等が見守り、成長に応じて専門機関等と連携する体制が構築されており、乳幼児期から青年期までの一貫した療育体制が整っています。こうした支援を、18歳以降にどのように引き継いでいくかが課題といえます。

施策の展開・方向性

- 総合的な相談窓口として、*子育て支援センター「すくすく」の利用を促進し、孤立しがちな母親を支援します
- 保育園、小学校、中学校において、保育士や先生を対象にした研修会や巡回相談を行い、障がいについての理解を深めるとともに、対応方法について共有・連携を進めます
- ペアレントトレーニングの実施により、保育園から小学校低学年までの保護者をサポートします
- 広域での*発達障がいに関する講演会等を実施し、村民理解を促進します
- 個別支援手帳を引き継ぎ、青年期以降においても支援を継続できる仕組みを検討します

施策2 教育体制の充実

現状と課題

子ども一人ひとりの適性に応じ、将来の可能性を引き出す特別支援教育のニーズが高まっています。また、障がいの有無にかかわらず、分け隔てなく多様性の中で学ぶ「*インクルーシブ教育」の重要性も指摘されています。

現在、村の小学校では4学級の特別支援学級が設置され、特別支援教育を十分提供できる体制がありますが、支援を必要とする児童・生徒は年々増えており、今後も計画的な特別支援学級の増設・新設を検討する必要があります。

施策の展開・方向性

- 特別支援学級を整備し、特別支援教育を必要とする児童・生徒への支援を行います
- 山形村教育支援委員会の設置により、ケースに応じた継続的な支援を行います
- 中学・高等学校等においては、就職や進路など、生徒の社会的な自立支援につなげるため関係機関と連携し、情報提供及び職業教育のための現場実習等に協力します

資料

用語解説

	用語	解説
あ 行	インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。
か 行	介護保険法	要介護の基準、サービス運営基準などを制定し、公的介護保険の詳細について定めた法律。平成9（1997）年に制定、平成12（2000）年に施行された。
	共生型サービス	「障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする」、「地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材を有効活用する」という観点から、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29（2017）年6月公布）に新たに規定されたサービス。デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できるようになった。
	権利擁護	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない人に対して、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を行うことにより権利を擁護すること。
	合理的配慮	障がい者と障がい者でない者との均等な機会や待遇の確保、障がい者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために必要な措置。
	子育て支援センター 「すくすく」	0歳から就学前の子どもとその家族が、気軽に利用できる地域交流の場として、子どもたちの健やかな成長を応援し、支援する施設。
さ 行	支援費制度	身体障がい者（児）及び知的障がい者（児）が、必要に応じて利用するサービスの種類ごとに支援費の支給を受け、事業者との契約に基づいてサービスを利用できる制度。平成18（2006）年4月に障害者自立支援法へ移行した。
	障害者基本計画	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律。
	障害者虐待防止センター	障がい者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談窓口。県内各市町村に置かれている。

用語	解説
障がい者雇用率制度	身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。
障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とする法律。
障害者自立支援法	障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者及び障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とする法律。平成 25（2013）年 4 月の改正により、障害者総合支援法となった。
障害者総合支援法	障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。障害者自立支援法が改正され、平成 25（2013）年 4 月に施行された。
障害者総合相談支援センター	障がい者や家族、支援者などからの相談を専門スタッフが受けつける。松本圏域の障害者総合相談支援センターでは、「ボイス」「Wish」「あるふ」の 3 施設ある。
障害者に関する世界行動計画	昭和 56（1981）年の国際障害者年の成果をもとに検討されたガイドラインで、昭和 57（1982）年 12 月 3 日第 37 回国連総会で採択された。ここでは、「障害者の予防」「リハビリテーション」「機会均等化」の 3 つの概念が整理され、世界各国の今後なすべき課題についての具体的な提案が、201 の項目にまとめられている。日本では昭和 57（1982）年 3 月、これに並行して国際障害者年推進本部が「障害者に関する長期計画」を策定している。
障害者優先調達推進法	障がい者の経済的な自立を促すため、国や自治体に対し、障がい者就労施設などへ優先的、積極的に、物品や業務を発注する努力を求める法律。行政側は毎年度、調達の基本方針を明らかにし、実績も公表しなければならない。
自立支援協議会	自立支援法の施行により、障害保健福祉圏域における相談支援や障害者福祉に関する協議の場として設置された協議会。山形村は平成 19（2007）年 2 月に松本障害保健福祉圏域構成 8 市村により共同設置された松本障害保健福祉圏域自立支援協議会に参画している。

	用語	解説
	信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度	障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々からの申請に基づき、県内共通の利用証を交付する制度。長野県が平成 28（2016）年 4 月 20 日から開始した。この制度の導入により、障がい者等用駐車場を利用できる方を明確にすることで、障がい者等用駐車場を必要とする方が駐車場を利用しやすくなることをめざしている。
	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない成年者を保護するために、後見人等が本人の財産管理を行う制度。法定後見制度と任意後見制度の2種類がある。
	成年後見センター「かけはし」	松本市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村の支援を受け、松本市社会福祉協議会が設置・運営をしている。成年後見制度に関する相談や普及、啓発を行うほか、本人の財産状況や親族状況によって、松本市社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受けることがある。
	相談支援	障がい者の福祉に関するさまざまな問題について、本人や家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整など障がい者の権利擁護のために必要な援助を行う。
	措置制度	障がい者が福祉サービスを受ける要件を満たしているかを判断し、また、そのサービスの開始・廃止を法令に基づいた行政権限としての措置により提供する制度。措置制度の下では利用者側の意向が尊重されにくいという構造が指摘され、社会福祉基礎構造改革以降、措置制度から契約制度への移行が加速している。
た 行	短期入所	自宅で障がい者の介護を行っている人が病気などの理由により一時的に介護を行うことができない場合に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所して、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護の提供を受ける。介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担う。
	地域生活支援事業	障がい者が、安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、地域生活において必要となる支援を行う。
	地域包括ケアシステム	地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。
な 行	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者など社会的に不利を背負う人々が当然に存在するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

	用語	解説
は 行	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。
	福祉バス	おおむね 65 歳以上の方、心身に障害を持っている方、その他交通弱者を対象に、公共機関や村内医療機関への交通手段として村が運行するバス。平日運行で、運賃は無料。
	福祉有償運送	タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。
や 行	要約筆記	聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とする。

山形村障害者計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 山形村における障害児者に対する福祉の推進や、地域生活の支援、在宅での住みよい環境づくりのための障害者計画等の策定及び見直しをすることを目的とする。

(策定委員会の名称)

第2条 この会は、山形村障害者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）と称し、保健福祉課が所管する。

(委員の任務)

第3条 策定委員会委員の任務は、山形村障害者計画、山形村障害福祉計画、山形村障害児福祉計画の策定、見直しを行い、障害児者に関する福祉施策の総合的な計画策定を行なう。

(委員会の構成)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱するものとする。

教育委員

身体障害者福祉協会正副会長

知的障害者育成会正副会長

民生児童委員（会長、障害者福祉部正副部長）

ボランティアセンター

社会福祉協議会（理事）

障害者総合相談支援センター

その他村長が必要と認める者

(委員会の任期)

第5条 策定委員会の委員の任期は、障害者計画の策定に要する期間とする。

2 前項に定める期間は村長が別に定め、委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は前任者残任期間とする。

(役員)

第6条 策定委員会に委員長1名、副委員長1名をおき委員が互選する。

2 委員長は、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が召集し委員長が議長となる。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 山形村障害者計画等策定委員会に関する規則は廃止する。

附 則

この告示は、平成24年3月8日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年11月1日から施行する。

山形村障害者計画等策定委員会名簿

職 名	氏 名	備 考
山形村教育委員	窪田 典子	
山形村知的障害者育成会会長	百瀬 武	
山形村知的障害者育成会副会長	増澤 武志	
山形村民生児童委員協議会会長	稲田 治喜	委員長
山形村民生児童委員協議会 障害者福祉部会長	滝澤 隆	
山形村民生児童委員協議会 障害者福祉部副会長	古畑 榮一	
山形村社会福祉協議会（理事）	中村 一博	
障害者総合相談支援センター	東條 知子	
村長が必要と認める者	上條 仁司	副委員長
ボランティアセンター	田中雄一郎	

計画策定の経緯

期 日	内 容 等
平成 29（2017）年 7 月 24 日 ～8 月 17 日	「障がい者福祉に関するアンケート調査」の実施
平成 29（2017）年 11 月 22 日	第 1 回山形村障害者計画等策定委員会
平成 30（2018）年 2 月 9 日～ 2 月 22 日	山形村障害者計画等（素案）に対する意見募集
平成 30（2018）年 2 月 28 日	第 2 回山形村障害者計画等策定委員会

山形村障害者計画

～ ともにささえあい 安心して生活できる むらづくり ～

編集・発行：山形村保健福祉課

平成30年3月発行

長野県東筑摩郡山形村4520-1

電話：0263-97-2100

